必要書類チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 全設備等共通 | □必要書類チェックリスト（本書類）□交付申請書（第１号様式）□交付請求書（第３号様式）□事業結果報告書（別紙１）□仕様書等・事業結果報告書に記載した製品名や型番、容量等、内容が確認できる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）□未使用品であることが確認できる書類（保証書の写し、自動車検査証記録事項の写し等）□設置工事の着工日及び完了日(住宅用省エネルギー設備等が設置された住宅を新築し、又は購入する場合にあっては、当該住宅の引渡日）が確認できる書類の写し（電気自動車等を導入の場合は自動車検査証記録事項の写し）※１□領収書等　※１・補助対象経費、事業者の所在地等が確認できる書類の写し　□設置状況、導入前後が確認できる写真・太陽光発電設備を既存住宅に設置した場合は、設置前後の写真・断熱窓を設置した場合は、設置した全ての窓について以下の条件を満たす設置前後写真　（１）新しい窓であることが確認できること（シール等が残った状態の写真等）（２）平面図・立面図と照合して、改修した窓の位置が確認できること（３）設置前後で同じ角度から撮影していること・電気自動車を導入の場合は、保管場所（車庫・駐車場等）において以下の写真（１）車全体（２）車のナンバープレートを撮影した写真□本市の市税の納税証明書※交付申請書で市税の納付状況の確認に「同意しません」を選択した場合**※１　該当する書類がない場合は、販売証明書（ホームページからダウンロード可）を作成してください** |
| 太陽光発電設備を設置する場合 | □特定契約締結に係る書類の写し（系統連系日・買取起算日、売電開始日等が確認できる書類） |
| 既存住宅の場合 | □既存住宅であることを証明できる書類の写し（検査済証又は固定資産税の課税明細書等） |
| HEMSを設置している場合 | □製品名及び型番が確認できる保証書の写し又は写真 |
| 太陽光発電設備と定置用リチウムイオン蓄電システムを併設の場合 | 【過去に太陽光発電設備を設置】□太陽光発電設備に係る売電明細書の写し、特定契約締結に係る書類の写し、保証書の写し、接続契約に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真【過去に定置用リチウムイオン蓄電システムを設置】□定置用リチウムイオン蓄電システムの製品名及び型番が確認できる保証書の写し又は写真 |
| 電気自動車等を導入する場合 | □太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類（売電明細書の写し、接続契約の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真）□充電設備を設置していることが確認できる書類（保証書の写し又は設置状況及び設置機器が確認できる写真） |
| ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者の名義が異なる場合 | □保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険に限る）の写し |
| Ⅴ２Ｈ充放電設備を設置する場合 | □太陽光発電設備を設置していることが確認できる書類（売電明細書の写し、接続契約の写し、保証書の写し、特定契約締結に係る書類の写し又は太陽光発電設備を設置した住宅の全景及び太陽光パネルが設置されていることが確認できる写真）□電気自動車等を導入していることが確認できる書類（自動車検査証記録事項の写し） |
| 断熱窓を設置する場合 | □既存住宅であることを証明できる書類の写し（検査済証又は固定資産税の課税明細書等）□一室単位で外気に接する全ての窓に設置していることが確認できる平面図及び立面図 |
| マンション等の管理組合の申請の場合 | □マンション等であることを証する書類 |
| □規約その他マンション等の管理組合であることが確認できる書類 |
| 住宅の所有者と申請者が異なる場合（又は当該住宅に共同所有者がいる場合） | □住宅用省エネルギー設備等を設置する住宅の全ての所有者の当該設備を設置することの同意が確認できる書類（同意書等） |
| マンション等に設置する場合 | □管理組合の集会の決議が確認できる書類※住宅用省エネルギー設備等を設置する集合住宅の管理規約により決議が必要な場合（必ず管理規約を確認して下さい） |
| リース契約の場合 | □リース事業者が購入した設備の補助対象経費が確認できる書類□リース契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書□リース事業者の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） |
| 本制度以外に助成を受けている場合 | □本制度以外の補助金等の確定額、そのほかの収入額が確認できる書類の写し |